

市では、「水と緑と詩のまち・新行財政運営推進実施計画（平成8年度～11年度）」を策定しました。この実施計画は、昨年末とめた「水と緑と詩のまち・新行財政運営推進大綱」の方針を基にして、新たな行財政運営を確立するための具体的な施策とそのスケジュールを定めたものです。計画の施策について紹介いたします。

効率的な行財政システムへ

行財政の効率的な運営を目指すとして「水と緑と詩のまち・新行財政運営推進実施計画」を策定しました。実施計画は、平成8年度の残りの期間を含め、平成11年度までの4か年が実施期間。「新行財政運営推進大綱」の五つの重点項目であります①地方分権の推進

地方分権の推進

地方分権で活力ある市政運営

市民一人ひとりが、ゆとりと豊かさを実感できる、個性豊かで活力に満ちた市政の運営として、地方分権を推進します。

①自主性・自立性の向上

事務事業を自主的・主体的に行うとともに、本市の特性や実情に応じて総合的に行政運営を進めます。

②権限委譲の促進

県に国庫補助金申請などの手続きの改善を要望します。権限委譲が受けられる人員や財源の整備を進めます。

③総合行政の推進

組織体制、予算編成の見直しや行政の縦割りを是正します。男女共同参画社会のために女性行動計画を策定します。窓口業務のネットワーク化を図ります。



広域観光キャンペーン(東京)

④住民自治の充実強化

市民とのまちづくりのため、市民の意見を聴く機会の充実や市民活動の推進に努めます。①市民とのまちづくりの推進 市長への手紙制度の拡充や市政モニター制度、市民アンケートの見直しを行います。市民の自主的参加による「まちづくり」の研究集会や組織の推進を図ります。まちづくりシ

厳しい財政状況の中で増大する個別的で多様な市民ニーズに対応するためには、簡素で効率的な行財政システムの確立を図る必要があります。また、豊かさを実感できる社会を実現するために、それぞれの市町村の個性と多様性を発揮できる分権型行政システムへの転換が求められています。市では、民間有識者からなる「水と緑と詩のまち・新行財政運営推進懇談会」や議会のご意見をお聴きして、平成8年3月

に「水と緑と詩のまち・新行財政運営推進大綱」を策定しました。概要は次のとおりです。**大綱の基本方針** 市民一人ひとりの生活や利便性の向上などを最優先に考え、地方分権の時代にふさわしい「豊かさ」と夢のある「前橋」を築くための、行財政運営の確立を目指します。①市政をできるだけ市民の身近なところで、総合的に推進します。

新行財政運営推進大綱のあらまし

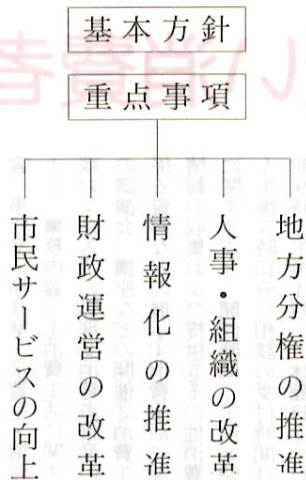
①環境や福祉の問題などに適切にきめ細やかに対応します。②豊かで活力ある「前橋づくり」を市民と行政が一体となって考え、実行していく市民の参画による行政の推進を目指します。③行政、地域コミュニティ、住民などの役割分担を明確にし、それぞれが責任を持って協働するまちづくりを進めます。

人事・組織の改革

分かりやすい組織と人材育成

市民に分かりやすい組織にするとともに、市民ニーズに対して柔軟・的確・総合的に対応できる人材の育成や組織の確立に努めます。①組織・機構の見直し 政策形成機能や総合調整機能を重視した、組織機構の見直しを行います。②事務分担の適正化 事務分担の適正化を図るため、組織の健全化を図るため、行政診断を行います。③事務処理の簡素・効率化 文書の送達方法の見直しを行います。情報公開に対応するため、文書作成や文書管理の改善を行います。職員提案制度を効果的・効果的なものに改善します。事務処理の迅速化を図るため、決裁権限の委譲や会議の簡素化を推進します。旅費支給事務の簡素・簡略化を図ります。修繕工事や緊急工事などの事務処理の簡素化・迅速化を図ります。仕事のマニュアルを作成し、仕事の適正化や効率化を図ります。人材の育成と適正配置 専門知識のほか、政策感覚や創造力を兼ね備えた職員の養成に努めるとともに、職員の能力を生かす職員体制の確立に努めます。①職員研修の見直し 政策形成能力研修を拡充します。OA研修や職場研修を推進します。人事交流研修を推進します。②職員配置の見直し ジョブローテーションの見直し

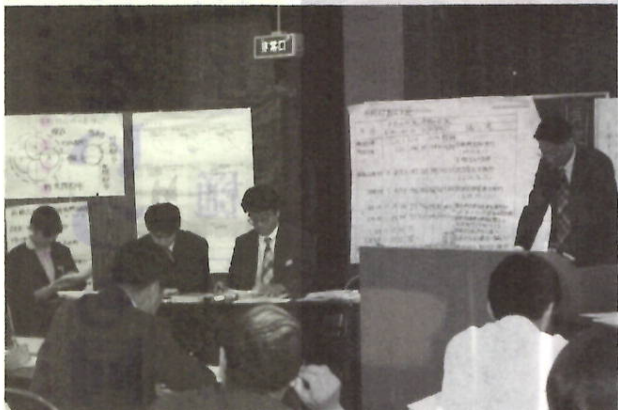
新行財政運営推進大綱



な行政課題に対応する政策形成の実現に向けて、創造性や自立性を重視した人材などの有効活用を図るため、合理的な人事組織の確立に取り組めます。また、財源の重点的かつ効率的な配分に徹し、将来にわたる財源の充実強化を図ります。市民サービスの向上 市民要望にきめ細かに対応できるように、行政の果たすべき役割を見直すとともに、市民対応の向上や公共施設の効果的運営、市民参加の推進などに取り組めます。

実施計画を策定

平成8年度～11年度



まちづくりの人材育成として行われている職員研修

③事務処理の簡素・効率化 文書の送達方法の見直しを行います。情報公開に対応するため、文書作成や文書管理の改善を行います。職員提案制度を効果的・効果的なものに改善します。事務処理の迅速化を図るため、決裁権限の委譲や会議の簡素化を推進します。旅費支給事務の簡素・簡略化を図ります。修繕工事や緊急工事などの事務処理の簡素化・迅速化を図ります。仕事のマニュアルを作成し、仕事の適正化や効率化を図ります。人材の育成と適正配置 専門知識のほか、政策感覚や創造力を兼ね備えた職員の養成に努めるとともに、職員の能力を生かす職員体制の確立に努めます。①職員研修の見直し 政策形成能力研修を拡充します。OA研修や職場研修を推進します。人事交流研修を推進します。②職員配置の見直し ジョブローテーションの見直し

①職員研修の見直し 政策形成能力研修を拡充します。OA研修や職場研修を推進します。人事交流研修を推進します。②職員配置の見直し ジョブローテーションの見直し

情報化の推進

情報通信技術を積極的に活用

情報通信技術を積極的に活用し、計画的に情報化を推進します。そして、行政サービスの向上と事務の高度化・効率化を進めます。

情報通信技術の活用による行政サービスの向上

インターネットやCATVなどを活用し、行政情報の提供や地域情報システムの開発を推進します。

①公共施設利用案内の開始

公共施設利用案内システムで公共施設利用の利便を図ります。

②生涯学習情報システムの開発

生涯学習情報システムを開発し、生涯学習をより市民に身近なものとしします。

③インターネットの活用

ホームページを活用（平成八年十一月五日に開設済み）、市政情報の提供の拡大を図ります。

④ワンストップサービスの推進

窓口の総合化を図る支援システムや公共施設でのオンラインサービス、広域行政での窓口の設置を研究します。

⑤ノンストップサービスの推進

二十四時間の情報提供を検討します。

行政事務の高度化・効率化

事務の迅速かつ的確な意思決定のため、行政情報の共有化やデータの活用を図ります。

①福祉総合情報システムの構築

生活保護システムの再構築や障害者福祉・高齢者福祉システ

健康保険システムと国保給付システムとの連携を図ります。

②台帳管理システムの開発

過年度台帳管理システムを開発します（資産税課、納税課、市民税課、国保年金課）。

③財務会計システムの再構築

予算編成システムをはじめとする財務会計システムの再構築やシステムのオープン化を研究・検討します。

④総合行政情報システムの構築

事務の迅速化のため情報システムの総合化を検討します。

⑤情報化の基盤整備など

市役所内の情報通信ネットワークなど、情報化のための基盤整備を推進します。

①行政情報計画の策定

行政情報計画を策定し、計画的に情報化を推進します。

②情報通信システムの整備

新技術によるシステム構築の研究に努めます。



パソコンで迅速に事務処理をする職員

③オフィス環境の整備

一人に一台のパソコンの配備を進め、事務事業の簡素・合理化を図ります。

④組織・人的基盤の整備

情報化推進組織を設置します。情報化推進リーダーを養成し、職員の情報処理能力の向上を図ります。

⑤システムの安全対策

通信回線のセキュリティ対策を強化します。

⑥障害や災害対策としての通信回線の多重化を進めます。

新行財政運営推進の

財政運営の改革

健全な財政と財源の充実強化

増大する財政需要に適切に対応するため、財政の健全化の推進と財源の効率的な運用に努めます。

①歳入の確保

各種事務事業を適正に進めるために、財源の充実強化を図ります。

①市税・国保税の収納率向上策

収納率の向上のために口座振替の加入を促進するとともに、滞納整理事務を見直します。

②使用料・手数料などの見直し

水道料金や下水道使用料など各種の使用料・手数料の検討・見直しを行います。

③市歳計現金などの運用方法の効率化の推進

運用先および運用方法の調査や検討を行います。

④遊休市有地の活用

遊休市有地の活用方法を調査・検討し、その活用を図ります。

⑤国庫補助金の早期収納対策

実態調査・検討の上、実施します。

⑥競輪収益金の向上対策

場外車券売り場など競輪事業の調査・検討をします。

①損害保険事務の見直し
損害保険事務の他市の状況および加入先の調査などを行い、見直しを行います。

②事務服など資与品の見直し

事務服などの資与品の見直しや改善をします。

③公用車管理体制の見直し

公用車管理体制の研究・検討を行い、見直しします。

④特別会計の見直し

中央児童遊園特別会計の廃止や農業集落排水特別会計の設置を調査・研究します。

⑤基金の管理・運用

基金の有効活用を図ります。

市民サービスの向上

市行政の果たす役割を見直す

市民の要望に対して、きめ細かに対応できるように行政の果たす役割を見直すとともに、市民対応の向上に努めます。

①市民対応の向上

市民の立場に立った満足度の高いサービスを図ります。

②窓口のサービス向上

窓口の時間延長や保健福祉関係の窓口の総合化を検討します。

③歳出経費の見直し

義務的経費の動向にじゅうぶん配慮するとともに建設事業の実施が過大投資とならないよう財政状況などを検討します。

④補助金の見直し

任意補助金の調査・検討や補助取扱規則を見



農業集落排水の工事



3つの施設が入る福祉の複合施設

研修方法を見直し、職員の養成に努めます。

①公共施設の管理運営の見直し

利用者の立場で公共施設のあり方を検討し、管理運営の充実

②既存施設の活用（利用促進）

余剰教室などの既存施設を活用し、生涯学習事業の実施を図ります。

③市有施設の一一般開放の検討

施設の利用時間を見直します。

新行財政運営推進実施計画についての問い合わせは、人事課内線3503へ。

2月16日

告示日=2月9日(日)

投票日=2月16日(日)

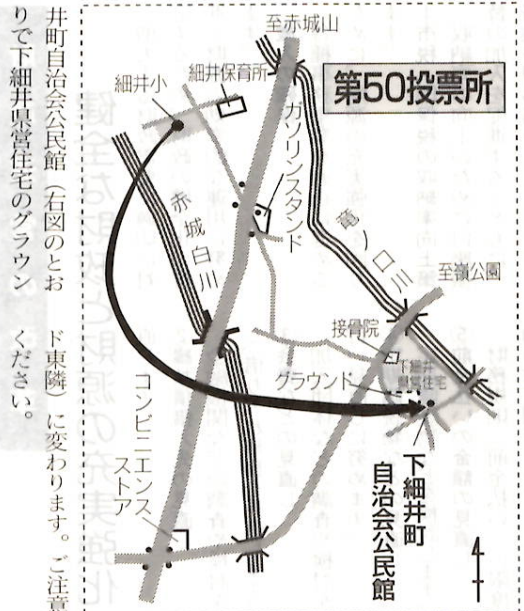
投票

投票できる人
昭和52年2月17日以前に生ま

一月十六日(日)は任期満了に伴う市議会議員選挙の投票日です。午前七時から市内七十一カ所で投票が行われ、その日に開票します。この選挙は、今後の市政の方向を決めるうえで重要な意義を持っています。大切なあなたの一票を無駄にしないで、必ず投票しましょう。

投票時間・投票所
投票時間 午前7時～午後6時
投票所 市内七十一カ所(右表のとおり。入場券に記載されているので確認しましょう)
市内で住所を変えた人
1月24日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票することになります。
市外へ転出した人
投票日まで他市町村へ転出した人は投票できません。

代理投票
体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員があなたに代わって記載し、投票することが出来ます。係員にお話しください。投票の秘密は厳守します。
点字投票
目の不自由な人は、点字で投票することが出来ます。投票所の係員にお話しください。
場所が変わる投票所
第50投票区の投票所は、今まで使用していた細井小から下細井町自治会公民館(右図のとおり)に変わります。ご注意ください。



43	若宮小学校	若宮町三丁目・四丁目、北代田町の一部、国領町一丁目・二丁目
45	敷島小学校	昭和町一丁目～三丁目
46	岩神小学校	岩神町三丁目・四丁目
47	第三中学校	岩神町一丁目・二丁目、平和町一丁目・二丁目、住吉町一丁目
50	下細井町自治会公民館	下細井町
51	南橋公民館	龍蔵寺町、日輪寺町の一部、南橋町
52	南橋中学校	青柳町、荒牧町の一部
53	桃川小学校	荒牧町の一部、日輪寺町の一部、川端町、田口町の一部、関根町の一部
44	荒牧小学校	田口町の一部、関根町の一部、関根町三丁目
54	荒瀬	荒牧町の一部、荒牧町四丁目、川原町の一部
55	群馬県職員研修所	敷島町、川原町の一部、緑が丘町
56	細井保育所	上細井町の一部、北代田町の一部
57	下小出町公民館	下小出町一丁目～三丁目
58	上小出町公民館	上小出町一丁目～三丁目
59	東公民館	箱田町、江田町
60	大根根小学校	大根根町一丁目・二丁目
61	東中学校	小相木町、小相木町一丁目、古市町の一部、古市町一丁目、光が丘町
62	石倉保育所	新前橋町、石倉町、石倉町一丁目～五丁目、下石倉町
63	元総社南小学校	古市町の一部、元総社町の一部、鳥羽町
64	元総社公民館	元総社町の一部、元総社町一丁目、元総社町二丁目、大渡町一丁目、大渡町二丁目、元総社町三丁目、元総社町四丁目、元総社町五丁目、元総社町六丁目、元総社町七丁目、元総社町八丁目、元総社町九丁目、元総社町十丁目、元総社町十一丁目、元総社町十二丁目、元総社町十三丁目、元総社町十四丁目、元総社町十五丁目、元総社町十六丁目、元総社町十七丁目、元総社町十八丁目、元総社町十九丁目、元総社町二十丁目、元総社町二十一丁目、元総社町二十二丁目、元総社町二十三丁目、元総社町二十四丁目、元総社町二十五丁目、元総社町二十六丁目、元総社町二十七丁目、元総社町二十八丁目、元総社町二十九丁目、元総社町三十丁目、元総社町三十一丁目、元総社町三十二丁目、元総社町三十三丁目、元総社町三十四丁目、元総社町三十五丁目、元総社町三十六丁目、元総社町三十七丁目、元総社町三十八丁目、元総社町三十九丁目、元総社町四十丁目、元総社町四十一丁目、元総社町四十二丁目、元総社町四十三丁目、元総社町四十四丁目、元総社町四十五丁目、元総社町四十六丁目、元総社町四十七丁目、元総社町四十八丁目、元総社町四十九丁目、元総社町五十丁目、元総社町五十一丁目、元総社町五十二丁目、元総社町五十三丁目、元総社町五十四丁目、元総社町五十五丁目、元総社町五十六丁目、元総社町五十七丁目、元総社町五十八丁目、元総社町五十九丁目、元総社町六十丁目、元総社町六十一丁目、元総社町六十二丁目、元総社町六十三丁目、元総社町六十四丁目、元総社町六十五丁目、元総社町六十六丁目、元総社町六十七丁目、元総社町六十八丁目、元総社町六十九丁目、元総社町七十丁目、元総社町七十一丁目、元総社町七十二丁目、元総社町七十三丁目、元総社町七十四丁目、元総社町七十五丁目、元総社町七十六丁目、元総社町七十七丁目、元総社町七十八丁目、元総社町七十九丁目、元総社町八十丁目、元総社町八十一丁目、元総社町八十二丁目、元総社町八十三丁目、元総社町八十四丁目、元総社町八十五丁目、元総社町八十六丁目、元総社町八十七丁目、元総社町八十八丁目、元総社町八十九丁目、元総社町九十丁目、元総社町九十一丁目、元総社町九十二丁目、元総社町九十三丁目、元総社町九十四丁目、元総社町九十五丁目、元総社町九十六丁目、元総社町九十七丁目、元総社町九十八丁目、元総社町九十九丁目、元総社町一百丁目
65	総社公民館	大渡町一丁目、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大渡町四丁目、大渡町五丁目、大渡町六丁目、大渡町七丁目、大渡町八丁目、大渡町九丁目、大渡町十丁目、大渡町十一丁目、大渡町十二丁目、大渡町十三丁目、大渡町十四丁目、大渡町十五丁目、大渡町十六丁目、大渡町十七丁目、大渡町十八丁目、大渡町十九丁目、大渡町二十丁目、大渡町二十一丁目、大渡町二十二丁目、大渡町二十三丁目、大渡町二十四丁目、大渡町二十五丁目、大渡町二十六丁目、大渡町二十七丁目、大渡町二十八丁目、大渡町二十九丁目、大渡町三十丁目、大渡町三十一丁目、大渡町三十二丁目、大渡町三十三丁目、大渡町三十四丁目、大渡町三十五丁目、大渡町三十六丁目、大渡町三十七丁目、大渡町三十八丁目、大渡町三十九丁目、大渡町四十丁目、大渡町四十一丁目、大渡町四十二丁目、大渡町四十三丁目、大渡町四十四丁目、大渡町四十五丁目、大渡町四十六丁目、大渡町四十七丁目、大渡町四十八丁目、大渡町四十九丁目、大渡町五十丁目、大渡町五十一丁目、大渡町五十二丁目、大渡町五十三丁目、大渡町五十四丁目、大渡町五十五丁目、大渡町五十六丁目、大渡町五十七丁目、大渡町五十八丁目、大渡町五十九丁目、大渡町六十丁目、大渡町六十一丁目、大渡町六十二丁目、大渡町六十三丁目、大渡町六十四丁目、大渡町六十五丁目、大渡町六十六丁目、大渡町六十七丁目、大渡町六十八丁目、大渡町六十九丁目、大渡町七十丁目、大渡町七十一丁目、大渡町七十二丁目、大渡町七十三丁目、大渡町七十四丁目、大渡町七十五丁目、大渡町七十六丁目、大渡町七十七丁目、大渡町七十八丁目、大渡町七十九丁目、大渡町八十丁目、大渡町八十一丁目、大渡町八十二丁目、大渡町八十三丁目、大渡町八十四丁目、大渡町八十五丁目、大渡町八十六丁目、大渡町八十七丁目、大渡町八十八丁目、大渡町八十九丁目、大渡町九十丁目、大渡町九十一丁目、大渡町九十二丁目、大渡町九十三丁目、大渡町九十四丁目、大渡町九十五丁目、大渡町九十六丁目、大渡町九十七丁目、大渡町九十八丁目、大渡町九十九丁目、大渡町一百丁目
48	勝山小学校	総社町植野
66	勝山	総社町総社の一部、総社町高井の一部、高井町一丁目、総社町桜が丘
67	清里公民館	池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町
68	元総社小学校	元総社町の一部、元総社町一丁目、元総社町二丁目
69	新田小学校	下新田町、上新田町、朝日が丘町
70	東小学校	後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町

開票区	投票所	投票所の区域
第一区	1 桃井小学校	大手町一丁目・二丁目、紅雲町一丁目・二丁目、本町一丁目
	2 中央小学校	表町一丁目・二丁目
	3 第一中学校	南町一丁目・二丁目
	4 第三保育所	南町三丁目・四丁目
	5 城南小学校	六供町、六供町一丁目・四丁目
	6 大手町三丁目会館	大手町三丁目、千代田町一丁目
	7 東和銀行本店本部入口ロビー	千代田町二丁目～五丁目、本町二丁目
	8 上川瀬小学校	上佐鳥町、橋島町、朝倉町、後閑町、下佐鳥町、宮地町
	9 広瀬コミュニティセンター	西善町の一部、山王町一丁目、広瀬町三丁目
	10 上川瀬公民館	西善町の一部、山王町、山王町二丁目、中内町、東善町
	11 下川瀬公民館	亀里町、鶴光路町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町
	12 広瀬町二丁目集会所	広瀬町一丁目・二丁目
	13 下川町団地公民館	公田町、横手町、新堀町、下川町
第二区	14 文京町二丁目天川原町自治会館	天川原町、天川原町一丁目、文京町一丁目・二丁目
	15 朝倉町集会所	朝倉町一丁目～四丁目
	16 第五コミュニティセンター	天川町、文京町三丁目・四丁目
	17 市福祉会館	朝日町三丁目・四丁目
	18 中川小学校	三河町二丁目、朝日町一丁目・二丁目
	19 第二中学校	本町三丁目、三河町一丁目
	20 第二中学校	城東町三丁目～五丁目
	21 天川大島町原町自治会館	東片貝町の一部、天川大島町の一部、天川大島町一丁目・二丁目、天川大島町三丁目、野中町の一部
	22 前橋木工センター家具会館	天川大島町の一部、天川大島町三丁目
	23 永明小学校	東片貝町の一部、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町の一部、下長磯町、小島田町
	24 駒形小学校	駒形町の一部、下大島町の一部
	25 駒形小学校	駒形町の一部、小屋原町の一部
	26 農村環境改善センター(永明公民館)	小屋原町の一部、下大島町の一部
第三区	30 木瀬保育所	筑井町、上増田町、下増田町
	28 市立前橋高等学校	日吉町二丁目、日吉町三丁目、三保町一丁目、三保町二丁目、三保町三丁目
	29 第四中学校	若宮町一丁目・二丁目、日吉町一丁目・四丁目、日吉町三丁目
	31 二之宮小学校	飯土井町、新井町、二之宮町、今井町
	32 大室小学校	西大室町、東大室町
	33 荒子小学校	下大室町、荒子町、鶴が谷町、神沢の森
	34 桂萱東小学校	泉沢町、富田町、荒口町
	35 桂萱公民館	上泉町の一部、亀泉町、荻窪町の一部、堀之下町、堤町、江木町
	36 桂萱公民館	上泉町の一部、石関町
	37 桃瀬小学校	西片貝町三丁目・四丁目、東片貝町の一部
	38 養護学校	三保町二丁目、三保町三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町
	39 端気農作業準備休養施設	勝沢町の一部、小神明町、端気町、五代町、鳥取町の一部、上細井町の一部
	40 芳賀公民館	勝沢町の一部、鳥取町の一部、小坂子町の一部、嶺町の一部、高花台一丁目・二丁目、荻窪町の一部
第四区	41 嶺町公民館	嶺町の一部
	42 西片貝町公民館	三保町一丁目、西片貝町一丁目・二丁目・五丁目
	49 金丸町公民館	小坂子町の一部、嶺町の一部、金丸町



耐震貯水槽の通水式
市内二つの耐震性貯水槽を桃井小裏庭に設置。先月十六日に通水式が行われました。地震に備え、三万三千人が一日に使う分の飲料水が確保されます。

交通指導員が初点検
先月十六日に、前橋公園で市交通指導員が初点検を受けました。整列した五十八人は、通学児童の事故防止などの大切な任務に、心をあたりに引き締めて。



新成人2130人が「成人祝」に
先月15日、市民文化会館で「成人祝」が開催されました。男女合わせて2130人の新成人が出席して大人としての喜びを。華やかな振りそでや真新しいスーツ姿で、「式典」と「はたちのつどい」に参加。



市内5か所で即日開票を行います

開票

開票は即日開票で、午後七時から行います。開票所は次の五

新規登録者の縦覧

選挙では、投票する資格がある人は選挙人名簿に登録されま

す。今回の選挙で新たに本市の選挙人名簿に登録された人(選挙時登録者)の名簿の縦覧を次の

飲食物の提供や寄附

●飲食物の提供

だれでも、選挙運動に関して飲食物の提供は、次の物以外はできません。有権者が候補者へ陣中見舞いとして酒を提供することも禁止されています。

①湯茶とこれに伴い通常使われる程度の菓子②定められた範囲の選挙運動員用の弁当。

●政治家による寄附

政治家が選挙区内の人に寄附をしたり、有権者が政治家に寄附を求めたりすることは法律で禁止されています。

また政治家の後援団体が選挙区内の人に花輪や香典、祝儀などを出すことも罰せられます。

●政治家への寄附

会社や労働組合、町内会、同窓会などの団体が政治家個人に行う寄附は、選挙運動、政治活動のいずれに関しても禁止されます。

また、個人が政治家に対して行う金銭による寄附は選挙運動に関するものに限り、物品などと合わせて年間150万円までです。

ポスターの掲示場

市議会議員選挙候補者の選挙運動用のポスターは、市内五百

六か所の公設ポスター掲示場に掲示されます。それ以外の場所には掲示されません。皆さんが候補者を選ぶための参考にしてください。

市議選の投票日は

入場券

投票の資格がある人には、投票所の入場券を郵送します。ただし、投票日の当日に選挙権がなければ投票できません。入場券は2月4日(火)から発送(二人以上の選挙人がいる世帯は封筒



明日の市政の方向を決めるあなたの大切な1票です——棄権しないで必ず投票を

不在者投票

投票は投票所で行うことが原則です。ただし、次の理由などで投票日に投票できない人は、事前に不在者投票ができます。

①投票区の区域外で仕事に従事する②やむをえない用事や事故のため市外に旅行・滞在中③病気・手術・妊娠などで歩行が困難。

市役所1階市民ロビーで

不在者投票では、法律の定めによって本人が宣誓するという手続きが必要。これは、不在者投票における不正や誤りを防ぐためです。投票日に投票できない理由と行く予定の場所などを所定の用紙に記入してください。日時：2月9日(日)15時(土)午後

市議会議員選挙の標語

あなたが主役です

は、一方の投票所の入場券が一部桃色になっています。該当する投票所は次の六か所です。第19投票区(中川小、第25投票区(駒形小、第35投票区(桂置小、第54投票区(荒牧小、第66投票区(勝山小、第71投票区(荒子小)

前8時30分～午後5時 投票場所(市役所1階市民ロビー)の不在者投票場所 用意する物(印鑑と入場券(届かないときは係員に申し出て下さい))

都道府県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者厚生施設などに入院・入所中の人は、そこで投票することができ(付添いの人は投票できません。病院などの係員にお話しください。市内で指定されている病院と施設は次の二十八か所です。

①前橋赤十字病院②群馬中央総合病院③群馬大附属病院④県立循環器病センター⑤藤岡病院⑥関口整形外科病院⑦赤城病院⑧前橋協立病院⑨上毛病院⑩新井胃腸科病院⑪済生会前橋病院⑫老年病研究所附属病院⑬上毛泌尿器科病院⑭新前橋病院⑮上武呼吸器科内科病院⑯陽光苑⑰あづま荘⑱前橋老人ホーム⑲明風園⑳寿楽園㉑恵風園㉒上毛の里㉓ケアハウス前橋㉔すみれ荘㉕桂荘㉖ほのぼの荘㉗青梨子荘㉘一羊館。

重度身体障害者は郵便で

次に該当する重度の身体障害者で市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、自宅で郵送による不在者投票ができます。投票用紙の交付請求は2月12日(火)までです。

①身体障害者手帳の場合は、両下肢・体幹・移動機能の障害が一級か二級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が一級か三級の人②戦傷病者手帳の場合は、両下肢・体幹の障害が特別項症から第二項症まで、内臓機能の障害が特別項症から第三項症までの人。

市外に滞在している人は、投票する資格があつて市外に滞在中の人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。滞在中の市町村の選挙管理委員会が説明を受けて、早めに請求手続きをしましょう。

問い合わせは選挙管理委員会(市内線3621)へ。

伝統の「鳥追い祭り」で交流

先月十五日に総社町山王で、小正月の伝統行事である「鳥追い祭り」が行われました。

総社町山王

町会

たちが、太鼓の音に合わせ大声で「鳥追いうた」を歌いながら町内を回ります。手作りのお面をかぶり、御幣を付けたカシの木を持って無病息災や豊作を祈願。山王が飾られた家に上がり込んで厄払いする場面もありました。

この催しは、江戸時代から伝わる、養蚕と農業の予祝行事。中断した時期もありましたが、昭和四十七年に復活させました。同自治会が主催し、子ども会育成会を中心に生涯学習事業の一環として行っています。集まった九十人の子ども

耐震性貯水槽 通水式に参加

大手町二丁目 松本 直人 12

先月十六日に、桃井小の裏の庭に完成した耐震性貯水槽の通水式と活用訓練が行われ、多くの上級生も参加しました。

耐震性貯水槽は、大規模な地震の災害時の飲料水、火災時の消火用水などとして使われるという説明がありました。

人間は、一日三日の飲料水が必要だそうです。この貯水槽は、一基で三万三千人もの飲料水を保てます。



鎮町の観音堂と聖観音 高橋 秀夫 83(荒牧町)



検針員の登録など

水道局では、水道メーター等検針員の登録と滞納整理受託者の募集を受け付けます。

職種・採用予定数①水道メーター等検針員・五人②滞納整理受託者・一人 申込資格①市内在住で①昭和22年4月2日～42年4月1日生まれの人②昭和10年4月2日～37年4月1日生まれの人 選考方法①書類選考、面接 申し込み①水道局1階料金課または市役所1階公益事業コーナーにある所定の用紙に記入して、2月21日(金)までに同課または同コーナーへ本人が直接その他①詳しくは募集案内をご覧ください

○：問い合わせは水道局料金課 ☎234-5511へ。

下水道の負担金

二月は下水道事業受益者負担金の第四期納期です。期別納付を選択している人は、二月二十八日(金)までに市内の金融機関が水道局で納めてください。

納期限を過ぎると延滞金が増算されますので、注意してください。

○：問い合わせは水道局下水道建設課 ☎234-5511へ。

市立図書館

☎224-4311

映像コンサート

2月6日(木)午後2時。ムソルグスキー交響詩「ばげ山の一夜」、ベートーベン交響曲第三番「英雄」など。

お話の会

2月8日(土)午後2時。「かなとおばあちゃん」ほくのはんわた

教室

小学生体育

2月20日(木)～3月27日(木)の木曜10時、午後4時～5時、市民体育館。小1～小3、二十人(抽選)。参加費千円(施設利用料は実費負担。申し込みは2月13日(木)午後4時に参加費を添えて保護者が直接。

ウオーキング

3月1日～15日の土曜三回、午前7時～8時、南部運動場。18歳以上、先着十人。参加費六百元(初日納入)。申し込みは2月14日(金)までに2月21日(金)の水曜10時、午後11時30分、市民体育館。一般、三十人(抽選)。参加費二千円(施設利用料は実費負担)。申し込みは2月13日(木)午後4時に参加費を添えて本人が直接。

月27日(木)午後5時までに市民体育館へ電話で。

中学生体育

2月20日(木)～3月27日(木)の木曜10時、午後11時30分、市民体育館。一般、三十人(抽選)。参加費二千円(施設利用料は実費負担。申し込みは2月13日(木)午後4時に参加費を添えて本人が直接。

ストレッチ軽スポーツ

2月19日(水)～3月21日(金)の水曜10時、午後11時30分、市民体育館。一般、三十人(抽選)。参加費二千円(施設利用料は実費負担。申し込みは2月13日(木)午後4時に参加費を添えて本人が直接。



教室に参加して健康づくりを——市民体育館のストレッチ軽スポーツ

児童館あない

★日吉児童館

☎233-5122

2月12日(木)～かわいなおひな様を作ろう(4歳以上、先着二十五人。申し込みは2月11日(水)までに) 2月19日(木)～エプロンシアター 2月26日(木)～縄跳び大会

★朝倉児童館

☎265-1955

2月12日(木)～おひな様作り(幼児以上、先着二十五人。申し込みは2月7日(金)から) 2月19日(木)～防火教室 2月26日(木)～伝承遊びしよう 3月5日(木)～なぞなぞとゲーム遊び

しのばん。出演は萌えぎの会。

会 3月5日(木)～造形遊び「切り絵」(3歳以上、当日受け付け)

★大友児童館

☎251-1337

2月12日(木)～子ども映画会 2月19日(木)～紙芝居とお話 2月26日(木)～ひな人形作り(3歳以上、先着二十人。当日受け付け)

★大友児童館

☎251-1337

2月12日(木)～子ども映画会 2月19日(木)～紙芝居とお話 2月26日(木)～ひな人形作り(3歳以上、先着二十人。当日受け付け)

★大友児童館

☎251-1337

2月12日(木)～子ども映画会 2月19日(木)～紙芝居とお話 2月26日(木)～ひな人形作り(3歳以上、先着二十人。当日受け付け)

大会

☆ボウリング「チーム選手権」

2月16日(日)午前9時、ボウルジャンボ前橋(下大島町)。どんなでも、三人一組。競技方法は男女混合アメリカ式。予選十八ゲーム・決勝九ゲームのトータル(年齢などによってハンデックアップあり)。参加費一チーム一万二千元(決勝は別に三千元)。申し込みは2月12日(木)までに参加費を添えて、ボウルジャンボ前橋 ☎266-0631、AM Fエマールドボウル ☎233-6405へ。

☆さくらマラソン

3月30日(日)午前8時、県営陸上競技場。小学生以上。マラソンランナーの浅井えり子さんがゲストランナーとして参加。参加費は4034円。

市民スポーツ祭

☆卓球(町内対抗)

2月23日(日)午前9時30分、市民体育館。①同一自治会に居住する社会人(学生を除く) ②新卓球団体戦は地区対抗。チームは①監督一人と選手六人 男女各三人 ②監督一人と選手四人(男女各二人)。参加費一チーム三千元。申し込みは2月14日(金)までに所定の用紙に記入し、参加費を添えて市卓球協会・高村さん方(平和町二丁目) ☎234-6426へ。直接。2月15日(土)午後7時、市民体育館で監督会議を行います。

市民文化センター

☎224-2548

【天文教室「早朝の星座観察」】 2月8日(土)午前4時30分～6時。一般、先着二十人。申し込みは2月5日(木)午前9時から電話で。

料理教室「お節料理を作ろう」

2月22日(土)午前10時～午後2時、TEPCO-PLAZA前橋(南町三丁目)。小4～小6、先着二十四人。参加費五百円。申し込みは2月8日(土)午前9時から参加費を添えて児童文化センターへ直接。

自転車乗り方教室

2月22日・3月8日・22日(土)のうち一日、いずれも午前9時～11時30分。自転車に乗れない小3とその保護者、先着各三十組。申し込みは2月8日(土)午前9時から直接。

子ども映画会

2月8日(土)午前10時50分、1時30分の二回。「アンパンマンとばいきんまん」など。

今日のプラナリウム

土曜、午後1時20分、午後2時30分の二回(第一・第三土曜は午後2時30分のみ)。入場料大人五十円。子ども三十円。チケットは2月16日(日)午前8時から。

ユネスコの講演会

「ユネスコ協会文化講演会」を開催します。日時：2月22日(土)午後2時。会場：県立婦人会館(大手町三丁目)。対象：一般、先着五十人。テーマ：講師「幸せを呼ぶ生き方」宇野千代先生から学んだこと。エッセイスト・中山庸子さん。申し込みは2月5日(木)から生涯学習課 ☎4024へ。

市民芸術文化祭

【地域芸術発表会】 展示発表は2月7日(金)～9日(日)、午前9時～午後5時(7日は午後1時から、9日は午後4時まで)。舞台発表は2月9日(日)午後1時～4時、いずれも市民文化会館。各地区公民館で行われている、サークルなど文化活動の集大成。○：問い合わせは生涯学習課 ☎4024へ。



水曜短歌会

毎月第2・第4水曜、午後6時～8時、中央公民館/会員数26人/指導者・井田金次郎さん/代表者・橋本輝久さん ☎269-3210 ★会員が1年間に詠んだ作品をまとめた歌集を第9集まで発行。新聞などにも数多く出品しています。

水曜短歌会

毎月第2・第4水曜、午後6時～8時、中央公民館/会員数26人/指導者・井田金次郎さん/代表者・橋本輝久さん ☎269-3210 ★会員が1年間に詠んだ作品をまとめた歌集を第9集まで発行。新聞などにも数多く出品しています。

広報まえばし

支所・出張所管内では
はかりの定期検査

支所・出張所管内を対象に、計量器定期検査を行います。対象となる特定計量器は、取り引きまたは証明用として使用する計量器です。検査時には、計量器の外部をよく掃除してから持参してください。

なお、検査会場や日程の都合が悪いときは、他の会場でも受けられます。

日時・会場：下表のとおり
対象となる計量器：①商店、工場

だれでも自由に参加
空っ風揚げ大会



「上州空っ風揚げ大会」前橋市で開催します。どんな風でも、だれでも自由に参加できます。また、全国各地の有名な風や創作風が揚げられます。ぜひ、ご家族連れで来場ください。

日時：2月16日(日)午前10時～午後2時
会場：敷島公園河津緑地(大渡橋北) 対象：どなたでも
内容：①一般参加の部
午前10時～11時 創作風、市販の風を問わず、どんな風でも自由
②風揚げコンテスト 10時30分～11時30分 風揚げ好きなちびっ子集まれ。参加者にはプレゼント(日本の風の会、全国風愛好家の部)午前11時～正午
北は北海道から南は九州まで全国各地の有名風やユニークな創作風が揚げられます。大風揚げの部 午後1時～2時。八畳クラスの大風が参加します。

〇：問い合わせは商工会議所 ☎234-51111へ。

支所・出張所管内の計量器検査日程表				
月	日	時間	検査会場	対象区域
2月	10日(四)	午前	天川大島町公民館	天川大島町の一部
		午後	広瀬コミュニティセンター	広瀬町、山王町の一部
	12日(六)	午前	清里公民館	清里出張所管内
		午後	石倉町中部自治会館	石倉町、大渡町
	13日(日)	午前	下小出町公民館	下小出町・上小出町・北代田町
		午後	鶴光路町公民館	下川瀬出張所管内
	26日(火)	午前	荒牧町公民館	荒牧町、田口町、関根町、川原町
		午後	芳賀公民館	芳賀出張所管内
	27日(水)	全日	下大島町公民館	下大島町・山王町
	28日(木)	全日	元総社公民館	元総社出張所管内
3月	5日(金)	全日	桂萱公民館	桂萱出張所管内
		全日	駒形町会議所	駒形町、中内町、東善町、小瀬町、荒井町
	7日(日)	全日	永明公民館	永明出張所管内
		全日	上川瀬公民館	上川瀬出張所管内
	10日(四)	全日	東公民館	東出張所管内
	11日(五)	全日	桂萱公民館	桂萱出張所管内
	12日(六)	全日	城南公民館	城南出張所管内
	13日(日)	全日	南橋公民館	南橋出張所管内
	14日(月)	全日	計量検査所	総社出張所管内
	19日(六)	全日	計量検査所	総社出張所管内

※時間区分は、午前＝午前10時～12時、午後＝午後1時30分～3時30分、全日＝午前10時～午後3時30分(午前12時～午後1時30分を除く)です。

などの営業用②病院、薬局などの新規対象計量器 ③電気式などの身体検査用④宅配便の取業・廃棄したときは、検査会場 〇：問い合わせは同課 ☎内線3

皆さんの声を行政に生かす

市政モニターを募集

来年度の「市政モニター」を募集します。わたしたちの前橋をより、すばらしい前橋にするためには、皆さんの率直で建設的な意見がたいへん参考になります。ご応募ください。

募集人員：14人 応募資格：18歳以上の市民(市政モニター経験者と公務に携わる人を除く)で、会議や年間数回の施設見学などに出席できる人 任期：4月～10月3月 主な仕事：月一回程度、市政に対する建設的な意見や要望などを文書で提出。市有施設の見学や市議会の傍聴など 申し込み：2月14日(金)までにハガキで。住所・氏名・年齢・性別・職業・勤務先(学校名)・主な職歴・電話番号(自宅・勤務先)・「市政モニター」応募と明記し、応募動機や市政について日ごろ感じていることなどを百字程度の文章にして市役所広報課へ。その他：①選出は応募者の中から地域や年齢などを考慮して選任します。②公募する十四人以上に職域や世代を考慮して団体などから六人が選出されます。



テーマを決めて意見や要望をお聞きする市政モニター会議

市政モニター通信

市政モニターの皆さんから、市政への意見や要望が「モニター通信」として寄せられています。その一つを、お答えとともに紹介します。

【ご意見】

群馬県は、全国でもとても車が多い県です。わたしも車に乗

中退金・加入企業に補助金交付します

退職金共済制度を普及し、加入を促進するため、中小企業退職金共済や特定退職金共済に加入した市内の企業に対して、補助金を交付します。ぜひ、ご利用ください。

対象：平成7年2月～8年12月

606へ。

入賞作品展示します
「計量ポスター」

市内の小学校五・六年生と中学生から募集した「計量ポスターコンクール」の入賞作品が決定しました。優秀賞作品は計量管理強調月間用ポスターとして、市有施設などに掲示。なお、入賞作品を二月七日(金)まで、市役所1階市民ロビーに展示します。

敬称略

優秀賞：桃井英美奈(桂萱中2年) 金賞：北爪良明(城南小6年)

〇：問い合わせは商業観光課 ☎内線3606へ。

快速に歩ける
歩道の計画は



大湊直樹さん 20歳 下小出町二丁目

歩道が狭かったり、段差があったりするので、快速に歩きやすい歩道に整備していく計画は、この質問ですが、前橋市では平成七年度から「人に優しい道づくり事業」を行っています。これは、歩道の段差解消やこの配の見直しによって、高齢者や身体障害者、子どもたちといったいわゆる交通弱者が安全に安心して通行できるように、歩道を整備していく事業です。

平成七年度は、古市町や高花台など七か所で整備を行いました。八年度以降も計画的に整備を行っていくと考えていますので、よろしくお願いたします。道路維持課

市政モニターの募集とモニター通信の問い合わせは 広報課 ☎内線3524へ。

ひろせ

老人福祉センター

☎261-0880

教室の受講生募集

教室名・日時：①歌謡曲：2月24日～7月14日の第二・第四曜十回、午後1時～3時②大正琴：3月4日～7月15日の第一・第三曜十回、午前10時～正午
対象：60歳以上の初心者①二十五人②二十人(いずれも抽選)
参加費：無料(材料費は実費負担、64歳以下は入場料100円が必要) 申し込み：2月20日(必着)までに往復ハガキで(一枚一教室のみ)。住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・生年月日・希望教室名を明記して〒370前橋市広瀬町二丁目一六ひろせ老人福祉センターへ

しきしま

老人福祉センター

☎233-2121

教室の受講生募集

一日教室の受講生募集
教室名・日時：①押し花：3月7日(金)午前10時～正午②史跡文化財：3月8日(土)午前10時～午後3時 対象：60歳以上の入場優先①二十人②四十人(いずれも抽選) 参加費：①材料費五百円②無料 申し込み：2月20日(必着)までに往復ハガキで。希望教室名・住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を明記して、〒370前橋市荒牧町一五四一一同セ

保健学級

日時：2月20日(木)午後1時30分～3時 内容：健康管理の話
医師の健康相談：2月6日(木)午後1時30分～3時 職業相談：2月12日(木)午前10時～午後3時
機能訓練
整形外科医の指導：2月21日(金)午後1時30分～3時(高齢福祉課 ☎内線3135へ予約が必要) 作業療法士の指導：2月13日・27日(木)、午後1時～3時 申し込み：初めての人は、市役所1階高齢福祉課 ☎内線3135へご相談ください。

起業や転職を目指す人
支援講座に参加を
起業などをを目指す人に「チャレンジ支援コース」を開きます。日時：2月19日(木)午前9時～午後4時 会場：周屋センター会館 対象：転職・職業転換・起業・独立に興味を持つ在職者など、先着二十人 内容：産業の動向などについての講義、ディスカッション 申し込み：2月18日(火)までに群馬雇用促進セン

「新入社員研修」
勤務福祉センターで
日時：3月11日(火)・12日(水) 午前9時～午後4時20分 会場：県労働福祉センター(野中町) 対象：新入社員、先着百五十人 内容：講話、実習など 参加費：四千円 申し込み：2月17日(木)までに参加費を添えて前橋商工労働事務所(上細井町 ☎231-2765)へ直接

インフルエンザは 予防が第1

昨年の12月から流行し始めたインフルエンザが、猛威をふるう兆しをみせています。インフルエンザウイルスに感染することが原因のインフルエンザは、普通のかぜとは違う「全身病」です。

インフルエンザの症状は流行するウイルスの型によって多少異なりますが、年長児や成人では急激な発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛・全身けん怠などで始まり、やや遅れて鼻汁・せきなどが出てきます。発熱は38度から40度の高熱が出る事が多く、普通は3日から4日続きますが、1週間続くこともあります。また、二峰性発熱といって、2日から3日熱が続いた後にいったん解熱し、再び発熱することもあります。これ以外にも、おう吐・腹痛・下痢などの症状が見られることがあります。しかし、赤ちゃんの場合は、これらの症状がはっきりしないことが多く、最初は普通のかぜなのかインフルエンザなのか区別がつかません。

合併症としては、肺炎・中耳炎などがあって、せきの悪化や発熱の持続が特徴です。また、数は少ないのですが、急激に意識をなくしたり、けいれんを起こす脳炎に合併すると重症になるので、注意が必要です。

対処法としては、体を温かくして栄養を取り、心身をリラックスさせてゆっくり休むことがいちばんです。強いせきや高熱があり、食事を取れないようならば薬を飲んで症状を抑え、体力の温存を心がけたほうがいいでしょう。

予防のためには、外出から戻ったらよく手を洗い、うがい（濃い紅茶などが効果的）を励行し、規則正しい生活リズムを守るように心がけましょう。

（前橋市医師会
今泉 友一）

健康手帳



体操教室で体を鍛え元気な子どもに（朝倉児童館）

生活習慣病予防週間 健診で健康管理を

今日（1日）から七日までは「生活習慣病（成人病）予防週間」です。病気の発症は、食事や運動、喫煙といった生活習慣が深く関連しているといわれています。どのような生活習慣が引き金になっているかは、個人によって異なります。今後、どのように生活習慣を改めていくと、より健康でいきいきと生活して



健診で定期的に健康チェック

いけるのかを知る一つの方法に健康診断があります。市で実施している「さわやか

登録を受け付けます
就職希望の看護婦

県看護協会では、病院や施設などに勤務する看護婦の登録

犬・猫の引き取り

日時：2月10日（月）・18日・25日・3月4日（火）、午前9時～10時
会場：群大病院西構内アニマルプール前（用意する物：印鑑、手数料（生後六十日以上：一匹につき千円、同未満：同三百円）
問い合わせ：保健所 ☎231-7721

健康テレホンサービス

☎234-4970
月曜：疲れ目
火曜：ドライ・アイ
水曜：VDT作業と眼
木曜：中高年の視力と眼鏡
金曜：コンタクトレンズの使い方①
土・日曜：コンタクトレンズの使い方②

児童扶養手当

請求手続き忘れずに

児童扶養手当は、児童が支給要件に該当してから五年以内に請求しないと請求権がなくなります。また、受給資格がなくなつたときは速やかに届け出て下さい。

次に該当する人で、まだ「児童扶養手当」を請求していない人は手続きをしてください。支給要件に該当してから五年以内に請求しないと請求権がなくなります。

対象：次の①～⑦のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している母、または親族など。①父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した②父が死亡した③父が重度の障害（国民年金の障害等級一級程度）④父の生

死が明らかでない⑤父から一年以上遺棄されている⑥父が法令により引き続き一年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらないで妊娠した（子が父と交流していない場合のみ）

支給月額：児童一人の場合：四万三千三百九十円、二人の場合：四万六千三百九十円（三人目からは児童一人につき三千円加算。母や養育者などが他の公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給しているときや、収入が基準額を超える場合は支給されません。請求手続きは戸籍謄本、住民票世帯全員の写し（本籍と続柄が記載さ

る）を添付して請求してください。ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。

請求期限は平成十年三月三十一日までです。請求方法など詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

市では、平成八年八月一日から、十八歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と子も、福祉医療の対象となりました。

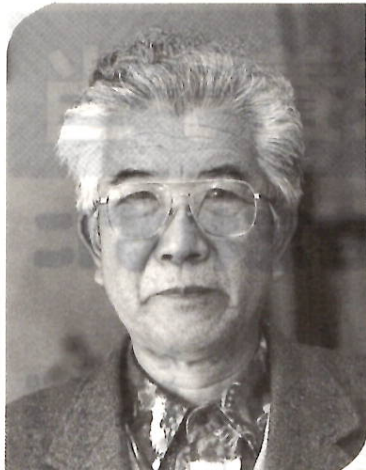
ただし、前年の所得に所得税が課せられていないことが要件

となります。該当すると思われる人は、市役所2階国保年金課にご相談ください。

○：問い合わせは同課 ☎内線3252へ

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

戦没者などの遺族で、平成七年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などの受給権のある人が親族内にいない人に、「特別弔慰金」を支給します。



「老人の主張・作文」で入選

塚田 国雄さん(65)

若宮町四丁目

趣味と学問で充実の人生を

「老人の主張・作文コンクール」の審査が、先月十七日に行われ入選に決まった。県長寿社会づくり財団が行うこ

のコンクールは、今年で八回目。県内から百二十一点の応募があった。

「高橋者がますます増えていく中で、わたしの体験が皆さんの励みになればと思

て苦労しました。それだけに大学卒業三年後の昨年、書道師範の認定をいただいたとき



建御名方命が祭ってある諏訪神社

町と高崎市宿横手町を結んでいた。明治九年に船橋が架けられたが、その後は船渡しとなり昭和七年・八年ごろまであった。

前橋けいりん開催日
2/14・15・16
2/17・18・19
利根川西岸にも駐車場がありますので、ご利用ください。

- 角いす四十脚 本町二丁目・猪俣光雄さんから永明小へ。
- 図書券五万円 全通信労働組合前橋地方支部から城東小へ。
- チューリップの球根六十一セット、オリジナルCD六十一セット 農林中央金庫前橋事務所から市立小・中・養護学校、市立幼稚園へ。
- 会議用テーブル十脚 箱田町・荻野敏弘さんから東小へ。
- エアマット四台 前橋東ライオンズクラブから老人福祉のために。

- 「角いす四十脚」本町二丁目・猪俣光雄さんから永明小へ。
- 「図書券五万円」全通信労働組合前橋地方支部から城東小へ。
- 「チューリップの球根六十一セット、オリジナルCD六十一セット」農林中央金庫前橋事務所から市立小・中・養護学校、市立幼稚園へ。
- 「会議用テーブル十脚」箱田町・荻野敏弘さんから東小へ。
- 「エアマット四台」前橋東ライオンズクラブから老人福祉のために。



題字・斎藤拓海 細井小4年

市営駐車場の定期利用者募集

利用期間 4月1日
募集台数 約1,000台
募集期間 3月31日(火)
募集場所 市営パーク城東百台、市営パーク千代田三十台、市営パーク5番街百台(いずれも抽選)
使用料(月額) 二万円 申し込み 2月10日(月)20日(木)、午前9時午後5時30分に各市営パークへ直接(一人、一法人につき一台限り) その他 駐車場所は特定せず、満車の場合は入庫待ち。車庫証明は取れません。

家庭介護者のつらい

日時 2月28日(金)午後1時30分
会場 市職員研修会館(本町二丁目) 対象 家庭で介護をしている人、先着四十人 内容 介護についての悩みや意見の交換 申し込み 2月20日(木)までに高橋福祉課内線3135へ

市民の茶席

2月15日(土) 午前10時 午後3時 中央公民館当番は前橋茶道会の永田宗真さん(231-4546)



国際交流の講演会

市国際交流協会は、「ネパール」をテーマに講演会を開催します。日時 3月8日(土)午後1時30分 会場 県生涯学習センター(文京町二丁目) 対象 一般、先着百五十人 テーマ

FM 前橋シティインフォメーション

エフエム群馬(86.3MHz)

毎週木曜 午後1時35分から4分間
毎週金曜 午前10時20分から4分間

前橋市ホームページのアドレス
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

FM 前橋シティインフォメーション
エフエム群馬(86.3MHz)
毎週木曜 午後1時35分から4分間
毎週金曜 午前10時20分から4分間
前橋市ホームページのアドレス
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

街まち町
各地区で小正月の十五日に一年間の無病息災を願って、「どんど焼き」を開催。青柳町でも、門松やだるまを持ち寄り、赤城白川の河原で行いました。

ウオキング

町北端の国道17号の国領十字
路から東へ東部バイパス、西へ県道前橋・箕郷線が走る。東の町境に佐久間川、西の境界には吉野川が流れる。かつて吉野川には、数多くの水車があつて、これを動力源とする米屋が連なっていた。町には、前橋保健所、前橋社会保険事務所がある。町の中央を走る国道17号は、明治二十二年に開通し、翌年には、馬車鉄道が走り始めた。明治四十三年には、共進会が開催されるのを契機に電車になり、昭和二十八年まで東武鉄道のチンチン電車が渋川市まで走っていた。昭和二十年代までは、国道17号を挟んで前橋の伝統産業であった製糸業の丸登製糸、グンゼ製糸の二大工場が立っていた。今は、スーパーなどに変わった。県立心身障害者福祉センターの東には、地元では千三百年ほど前に祭られたといわれる薬師様と、二十年前に建てられた延命聖観音がある。薬師様は、病氣特に眼病に効くといわれ、今でも九月に祭典が行われている。松平藩が前橋に城を築いたときは、この地域が薬師小路と名付けられていた。

薬師様と延命聖観音(左奥)

二大製糸工場があつた

国領町二丁目

は、馬車鉄道が走り始めた。明治四十三年には、共進会が開催されるのを契機に電車になり、昭和二十八年まで東武鉄道のチンチン電車が渋川市まで走っていた。昭和二十年代までは、国道17号を挟んで前橋の伝統産業であった製糸業の丸登製糸、グンゼ製糸の二大工場が立っていた。今は、スーパーなどに変わった。県立心身障害者福祉センターの東には、地元では千三百年ほど前に祭られたといわれる薬師様と、二十年前に建てられた延命聖観音がある。薬師様は、病氣特に眼病に効くといわれ、今でも九月に祭典が行われている。松平藩が前橋に城を築いたときは、この地域が薬師小路と名付けられていた。

守ろう人権

「書道は、字を書くことが子どものころから好きだったから。また、不動産業の仕事で契約を取り交わすことが多く、法律全般を学問として学んでみたかったから法学部を選んだんです」

「高橋者がますます増えていく中で、わたしの体験が皆さんの励みになればと思

て苦労しました。それだけに大学卒業三年後の昨年、書道師範の認定をいただいたとき

「高橋者がますます増えていく中で、わたしの体験が皆さんの励みになればと思

住みよい郷土

「高橋者がますます増えていく中で、わたしの体験が皆さんの励みになればと思

て苦労しました。それだけに大学卒業三年後の昨年、書道師範の認定をいただいたとき

横手の渡しが北関道に

横手町

横手町は、下川淵地区で昭和十三年の信号を南に下った利根川沿いの町である。横手村は、江戸期から明治二十二年の村名で、かつては利根川右岸とも地続きで合せて横手と称していたが、応永年間(一三九四〜一四二八)の二度の洪水で利根川が地内を分断して流れるようになり、左岸を東横手(前橋側)、右岸を西横手(高崎側)となった。東横手は、横手村、下川淵村横手と変遷。昭和二十九年には、前橋市に合併して横手町が誕生。昭和五十五年には、町の南地域に住宅団地が造成され、町の一部が下川町になった。町にある諏訪神社の祭神は、建御名方命で、境内に琴平神社、八坂神社、大山祇神社の三神社もある。ここからわずかな下った所には、小高い山の上に浅間神社もある。町には、横手の渡しが、横手町と高崎市宿横手町を結んでいた。明治九年に船橋が架けられたが、その後は船渡しとなり昭和七年・八年ごろまであった。現在この辺は、北関東自動車道の架橋工事が行われている。また、前橋長瀬バイパスも整備予定で町は変わろうとしている。